

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和5年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法等に基づき、こども園等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の決定及び徴収、給付費の支給等を行う。特定個人情報は以下の事務で取り扱う。 ①申請書等に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額の算定及び副食費免除対象者の判定に必要な情報の照会 ⑤公金受取口座情報の取得
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバー、申請管理システム(サービス検索・電子申請機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 実施しない (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 別表第二の13、116の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、第59条の2の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条42号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	あんしん福祉部 児童福祉課
②所属長の役職名	児童福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五條市(あんしん福祉部 児童福祉課)奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五條市(あんしん福祉部 児童福祉課)奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I. 5. ②所属長	児童福祉課長 青木雅俊	児童福祉課長 水本 俊明	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更該当しない。
平成29年4月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない。
平成29年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない。
平成30年4月1日	I. 5. ②所属長	児童福祉課長 水本 俊明	児童福祉課長 木ノ下 吉正	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更該当しない。
平成30年4月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない。
平成30年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない。
平成31年4月1日	I. 5. ②所属長	児童福祉課長 木ノ下 吉正	児童福祉課長	事後	様式変更によるもので、重要な変更該当しない。
平成31年4月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない。
平成31年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない。
令和2年4月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない。
令和2年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない。
令和3年4月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない。
令和3年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない。
令和3年12月10日	I. 7. 請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I. 8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	II. 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更該当しない。
令和3年12月10日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更該当しない。
令和4年6月10日	I. 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法律	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更該当しない。
令和4年6月10日	II. 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない。
令和4年6月10日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない。
令和5年2月28日	評価書名	子ども・子育て支援新制度認定事務 基礎項目評価書	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書	事前	重要な変更該当しない。
令和5年2月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	五條市は、子ども・子育て支援新制度認定事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	五條市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	重要な変更該当しない。
令和5年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	子ども・子育て支援新制度認定事務	子ども・子育て支援に関する事務	事前	公金受取口座登録制度利用による変更及びオンライン申請を開始するため。
令和5年2月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	就学前児童の認定こども園等への申込受付等保育業務全般の一体的運営、保育の必要性の認定情報の管理、施設事業者の管理及び給付費の支払管理事務を行う。	子ども・子育て支援法及び児童福祉法等に基づき、こども園等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の決定及び徴収、給付費の支給等を行う。特定個人情報は以下の事務で取り扱う。 ①申請書等に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額の算定及び副食費免除対象者の判定に必要な情報の照会 ⑤公金受取口座情報の取得	事前	公金受取口座登録制度利用による変更及びオンライン申請を開始するため。
令和5年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども・子育て支援新制度システム、中間サーバー	子ども・子育て支援システム、中間サーバー、申請管理システム（サービス検索・電子申請機能）	事前	公金受取口座登録制度利用による変更及びオンライン申請を開始するため。
令和5年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第94項並びに子ども子育て支援法第20条	・番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第68条	事前	公金受取口座登録制度利用による変更及びオンライン申請を開始するため。
令和5年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二項番116項	(情報提供の根拠) 実施しない (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 別表第二の13、116の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、第59条の2の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条42号	事前	公金受取口座登録制度利用による変更及びオンライン申請を開始するため。
令和5年2月28日	II. 1. 対象人数 及び 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年2月28日時点	事前	重要な変更該当しない。